参考資料集（ガバナンス、各種評価制度等）

○【ガバナンス】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
・国立大学法人のガバナンスの仕組み
・公立大学法人のガバナンスの仕組み
・学校法人のガバナンスの仕組み
・諸外国の大学のガバナンス体制

○【各種評価制度等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
・認証評価制度の概要
・国立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係
・公立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係

○【参考事例】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

国立大学法人のガバナンスの仕組み（原則）　※令和４年4月1日施行時点

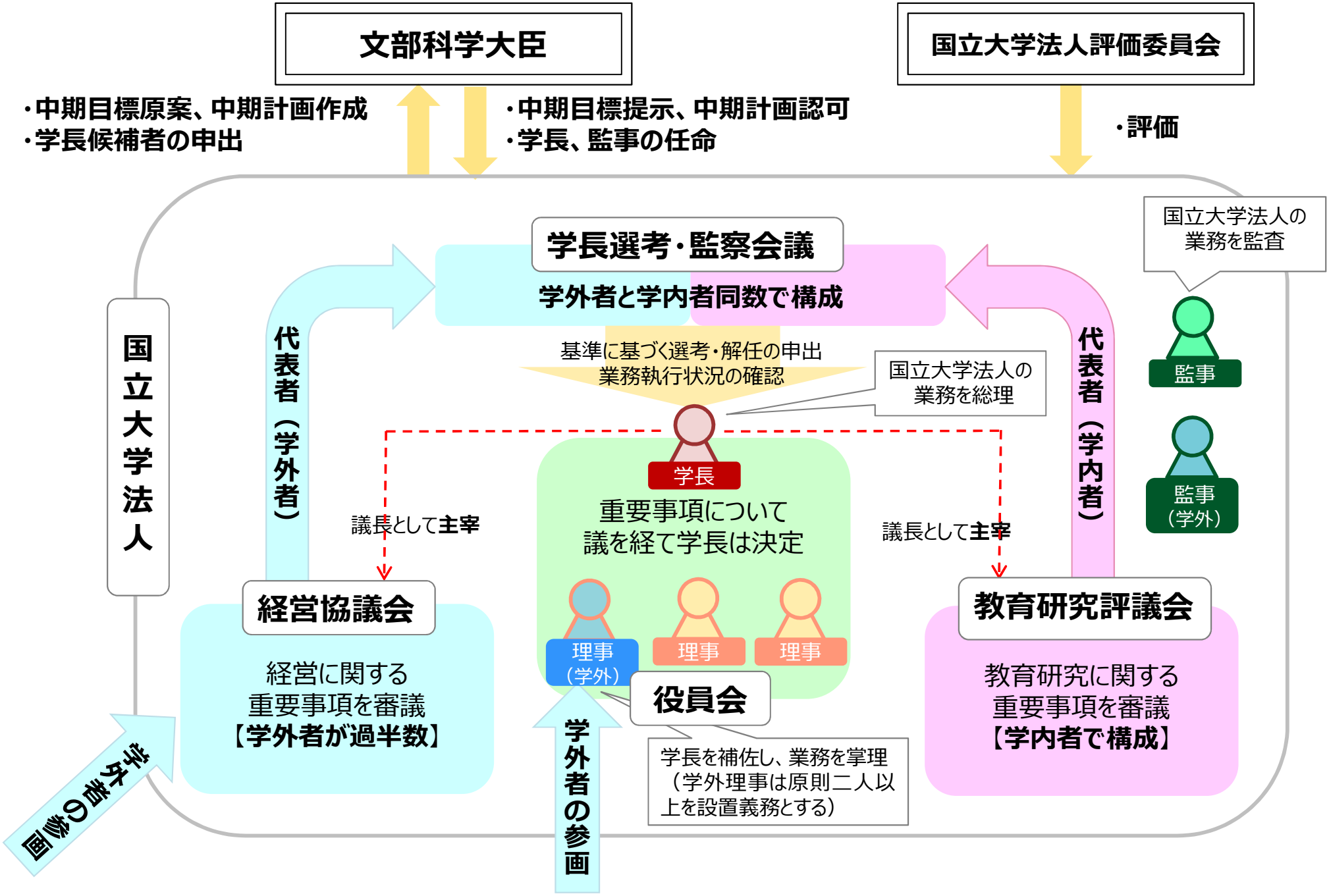

国立大学法人のガバナンスの仕組み（一法人複数大学設置の場合など）

国立大学法人の判断で、下記の体制を選択できる（2020年4月1日より施行）

- **一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる**
- **大学の長を分担して置くことができる**

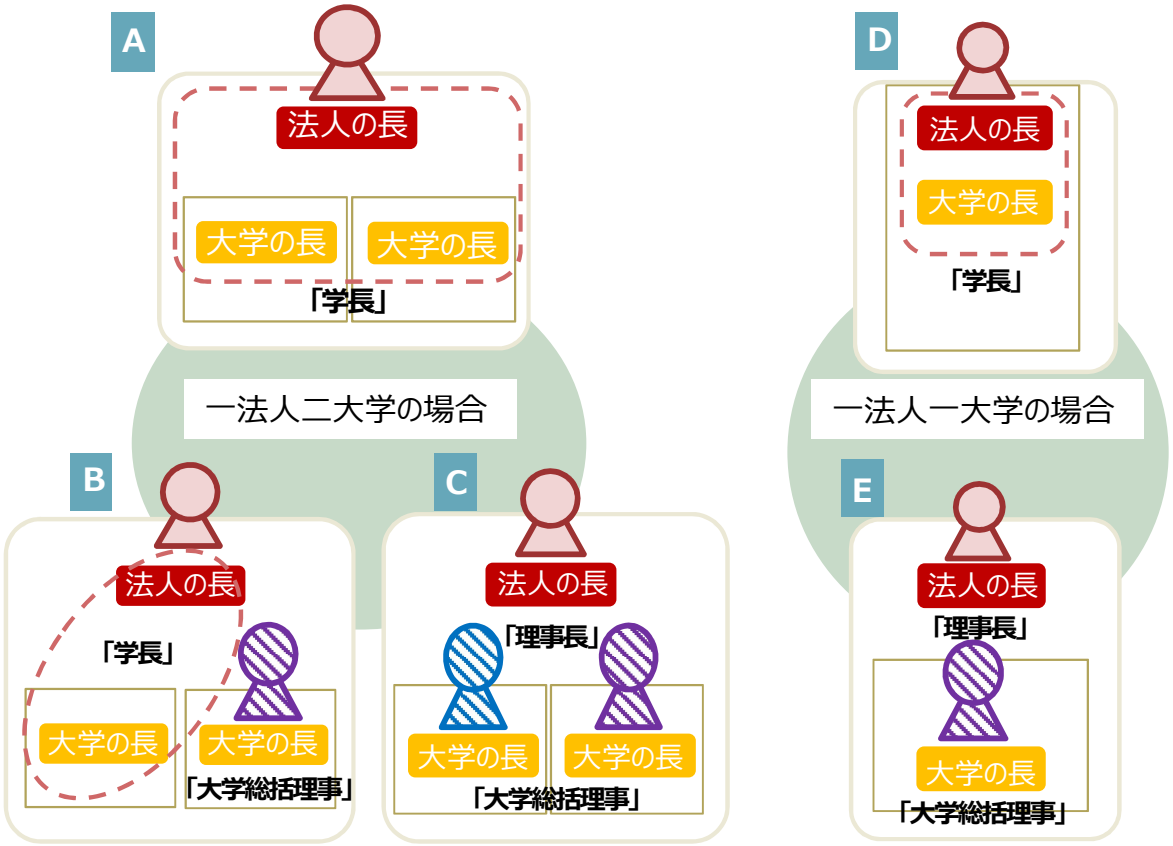

■ 法人の長：法人を代表する者　■ 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

- 国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒**「学長」** ／ 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒**「理事長」**と整理
- 学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

公立大学法人のガバナンスの仕組み

- 公立大学法人では、法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則とされているが、両者を分離することも可能
- 公立大学法人の学長を兼ねる理事長は、学外者などから構成される**経営審議機関の代表者**と、学内者などから構成される**教育研究審議機関の代表者**から構成される**選考機関**において選考され、設立団体の長が任命
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定（経営審議機関、教育研究審議機関）**

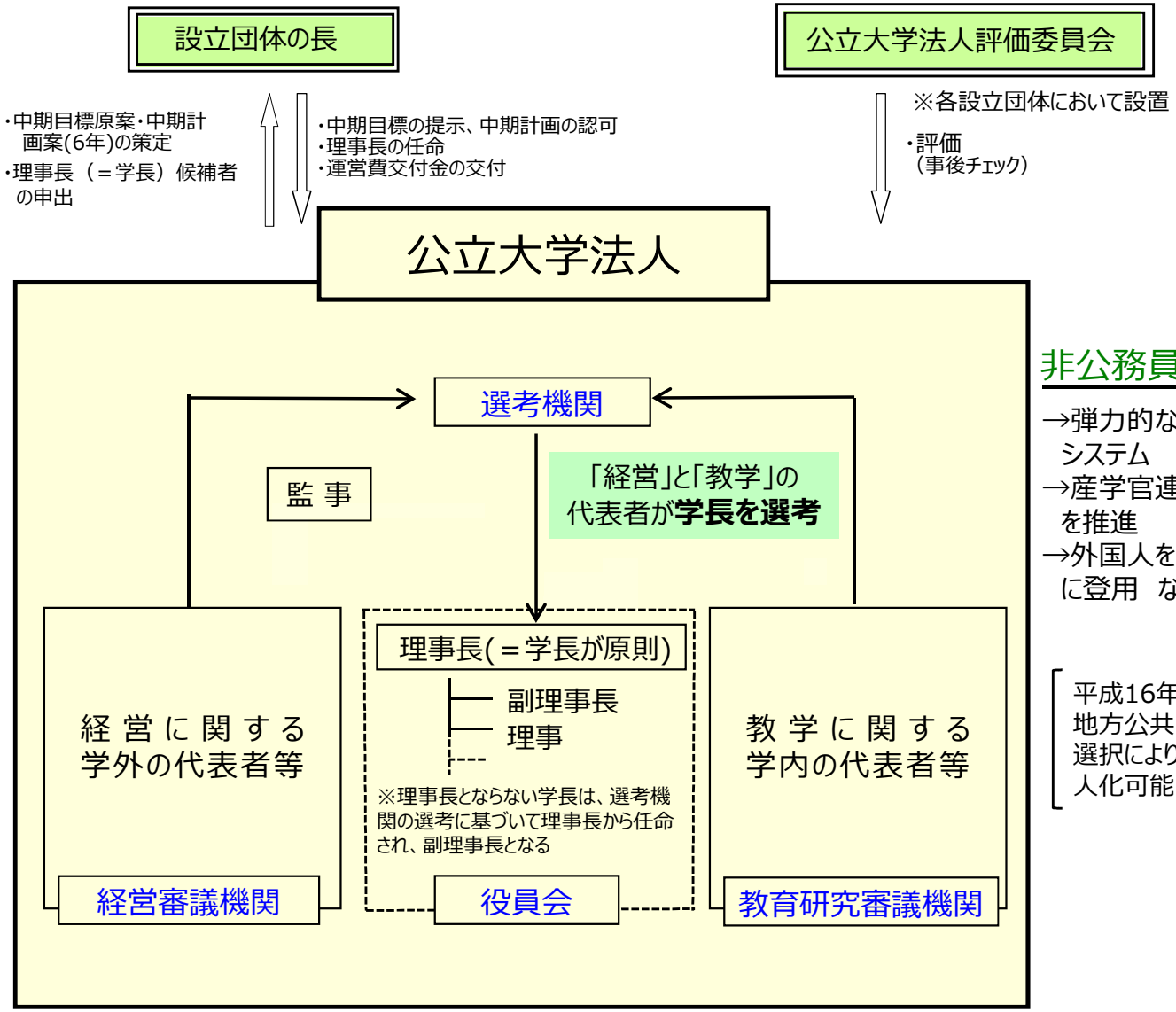

※「役員会」は、設立団体の判断（定款に規定）等で設置可能

非公務員型

→弾力的な人事システム
→産学官連携等を推進
→外国人を幹部に登用　など

平成16年度から地方公共団体の選択により、法人化可能

【理事長】（＝学長が原則）
公立大学法人を代表し、その業務を総理

【役員会】（必置機関ではない）
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関

【経営審議機関】
経営に関する重要事項を審議する機関

【教育研究審議機関】
教育研究に関する重要事項を審議する機関

【監事】
公立大学法人の業務を監査

※「役員会」「経営審議機関」「教育研究審議機関」は、大学によってその人数が異なる。
（例）名古屋市立大学：役員会 8人、経営審議会21人、教育研究審議会27人
青森県立保健大学：役員会 6人、経営審議会10人、教育研究審議会10人

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する**最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会。理事長**は、**寄附行為の定めるところにより選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の２倍以上の定数で組織され**、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- **設置する学校の学長のうち１人以上は、学校法人の理事として経営に参画**する。

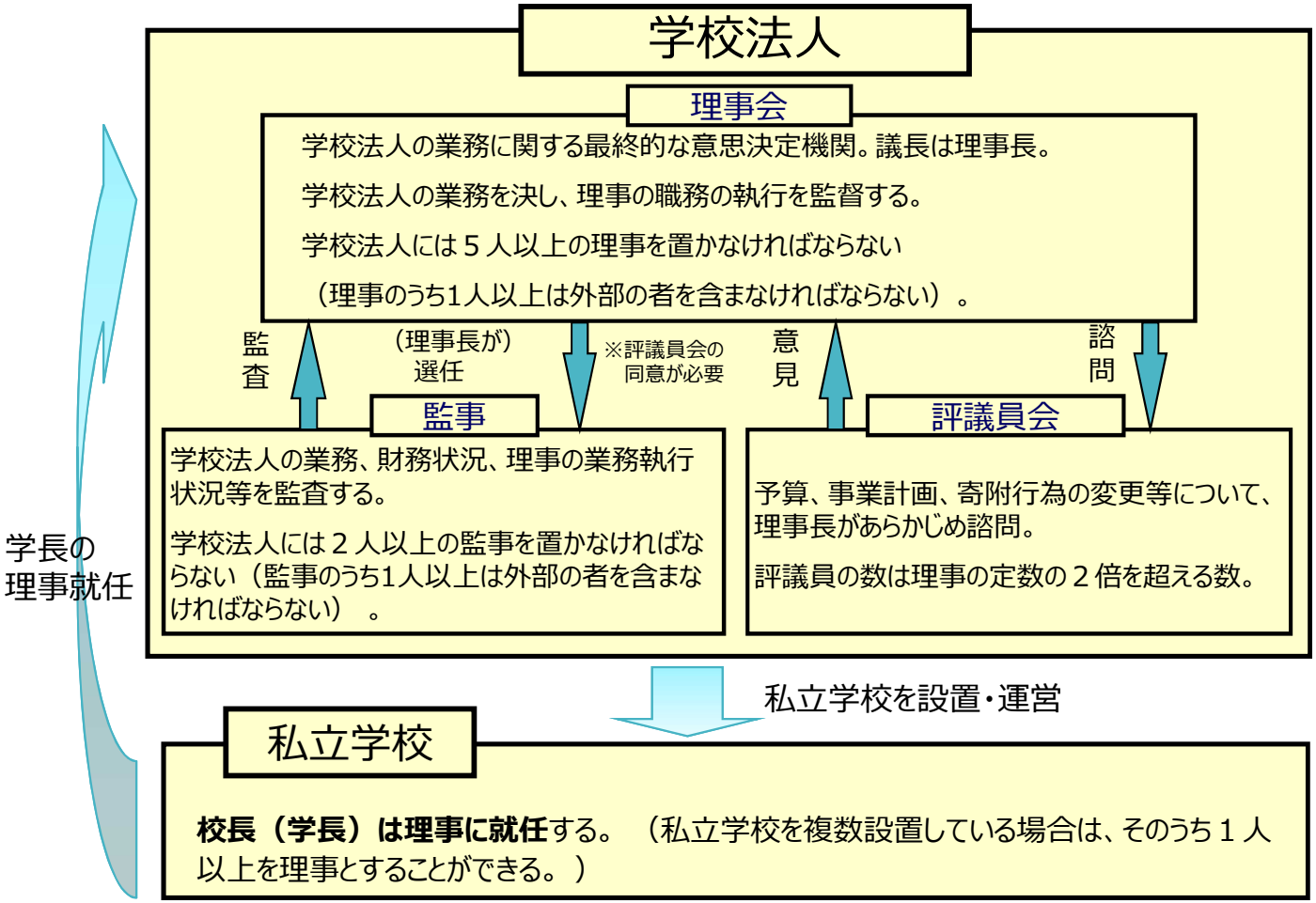

【理事長】
・学校法人を代表し、その業務を総理

【理事会】
・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
・理事の職務の執行を監督
・私立学校の校長を理事として選任

【監事】
・学校法人の業務、財務状況等を監査

【評議員会】
・予算、事業計画、寄附行為の変更等に対する意見（理事長が予め諮問）
・決算及び事業の実績に対する意見（理事長が報告）
・寄附行為で定める事項を評議員会の議決を要するとすることができる

諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス（アメリカ）

総合科学技術・イノベーション会議
世界と伍する研究大学専門調査会
（第３回）資料２　R3.5.21（抜粋）

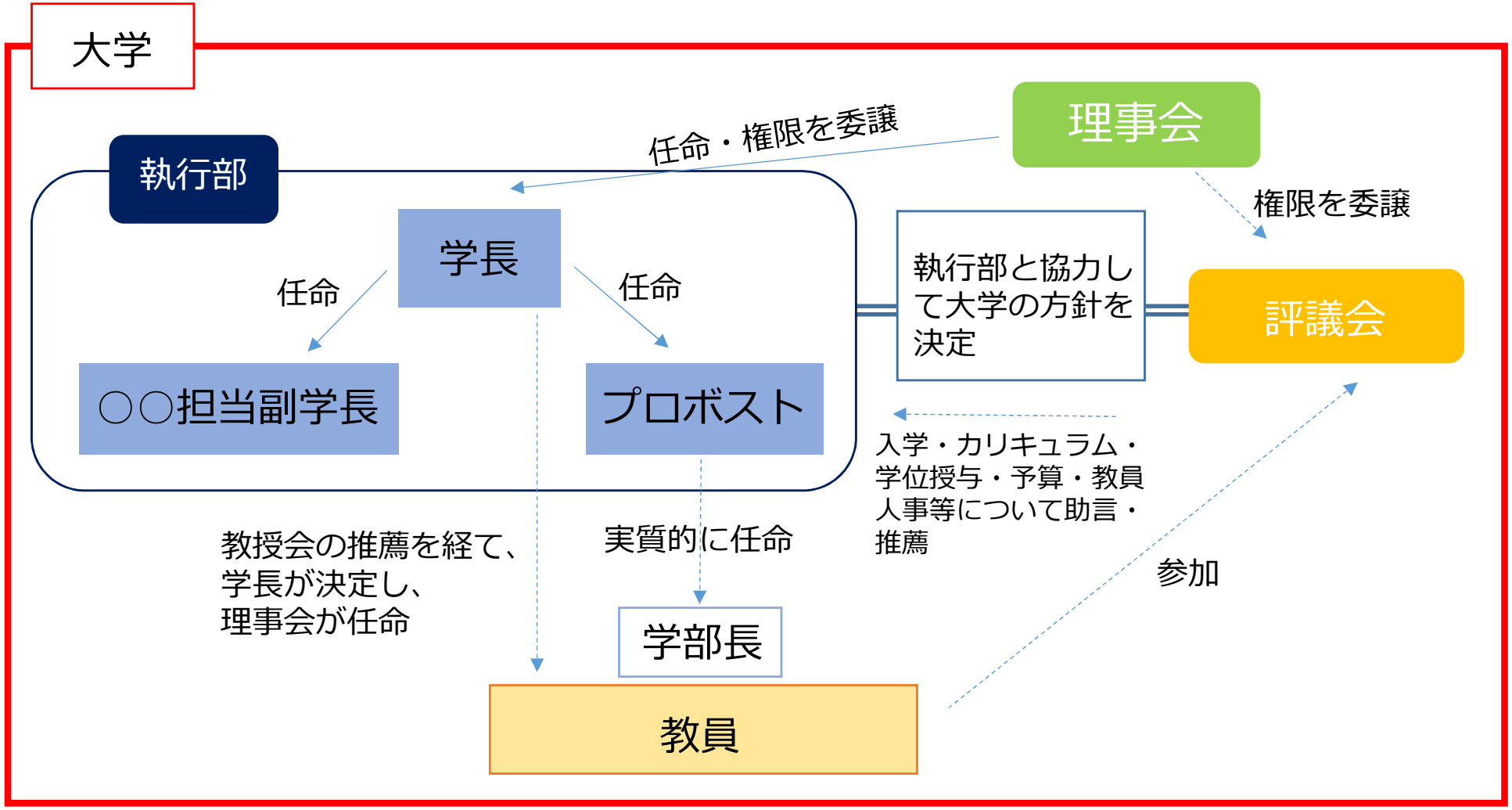

◆学長の任命　：学長選考のための委員会が、外部サーチ機関を活用しながら候補者を選考し、最終的に理事会が任命。内部からの昇格は極めて少ない。

◆学部長・学科長の任命　：学部長は実質的に人事を握るプロボストが事実上任命することが多い。学外者がなることも多い。

◆教員の任用　：学科・学部レベルの推薦、評議会による推薦を経て、学長が決定し、理事会が任命する場合が多い。

※文部科学省「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変動を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ（令和2年12月25日）参考資料集から抜粋。

スタンフォード大学のガバナンス体制

総合科学技術・イノベーション会議
世界と伍する研究大学専門調査会
（第３回）資料２　R3.5.21（抜粋）

教員評議会
Academic Council/Senate

・教員を代表。アカデミックポリシーや入学、学位について決定権を有する。

理事会【Board of Trustees】

＜職務＞

大学の基金及び資産全般を管理。付託された資金の管理、年間予算の設定、大学の運営・管理のための方針の決定。Presidentの任命権及び解任権を持ち、任命・解任には、過半数の賛成が必要。

＜構成＞

・定員は38名。
・プレジデントは投票権を有する理事として参画。
・会長、副会長、書記等を置く（任期は1年、会長は2年）
・任期は5年で、2期まで可能。
・同窓生から8人が別途定める規則に基づき選考、任命される。
・1年に5回程度開催。
・傘下に監査委員会、寄附促進（development）委員会、財務委員会、施設委員会、学生・同窓生委員会、信託統治委員会を置く。

■プレジデントサーチ委員会
理事会が設置し、広く内外から候補者を選考。

プレジデント（President）

・主に対外的な業務を実施。財政・経営の責任者。

承認　承認　任命　任命

プロボスト（Provost）

・主に学内業務を実施。学務及び予算に関する責任者
・学術プログラム（スクールその他の部門における教務及び研究）と学術プログラムを支援する大学業務（予算編成・計画、土地・建物、図書館、情報資源、学生関係事務を含む)の管理を担う。

- 学部長（7学部）
  Deans of the seven Schools
- SLAC国立加速器研究所部長
  Director of the SLAC National Accelerator Laboratory
- 副プロボスト兼研究担当
  Vice Provost and Dean of Research
- フーバー研究所所長
  Director of the Hoover Institution
- 副プロボスト（学部教育）
  Vice Provost for Undergraduate Education
- 副プロボスト（大学院担当）
  Vice Provost for Graduate Education

＜役員会＞

・委員長はプレジデント。
・規則、政策の見直しを担う。プレジデントやプロボストは大学の長期計画や寄附募集計画、教員・学生に関することなどについてアドバイスを求める。

- 副プレジデント（経営・CFO）
  Vice President for Business Affairs and Chief Financial Officer
- スタンフォードマネジメント会社CEO
  Chief Executive Officer of Stanford Management Company
- 副プレジデント（同窓会担当）
  Vice President for Alumni Affairs and President of Stanford Alumni association
- 副プレジデント（寄附金担当）
  Vice President for Development
- 副プレジデント、外渉
  Vice President and Chief External Relations Officer
- 副プレジデント（広報担当）
  Vice President for University Communications
- 副プレジデント、法務統括
  Vice President and General Counsel
- 副プレジデント（SLAC国立加速器研究所担当、理事会議長）
  Vice President for the SLAC and Board of Overseers Chair
- 副プレジデント（人材担当）
  Vice President for Human Resources
- 副プレジデント（芸術担当）
  Vice President for the Arts
- 副プレジデント（土地、建物等担当）
  Vice President for Land, Buildings, and Real Estate

※文部科学省「我が国大学の研究経営システム確立に向けた国内外動向に関する基礎的調査」及びStanfordのHPに基づき内閣府作成。

カリフォルニア大学のガバナンス体制

カリフォルニア州
- 議会
- 知事

「CA Constitution art IX § 9」において理事会を設置。

理事会に参画。理事を任命（議会の同意）。

理事会
Board of Regents

＜職務＞
カリフォルニア大学システムの最高意思決定機関。大学政策、財政、授業料等について承認を行う。プレジデントと主要な役員の任命も行う。

＜構成＞
- 26名で構成。
- 会長・副会長は理事会で互選（任期1年、2期まで）。
- 18名は州議会の承認を得て、州知事が任命。（任期12年）
- 1名は学生代表（委員会を設置して選考）。理事会が任命。（任期1年）
- 7名は充て職で知事、副知事、州議会議長、州教育省長官、同窓会会長・副会長、プレジデントで構成。

設置

推薦

■プレジデント選考委員会
- ○理事会に候補者を推薦。幅広く全国から候補者を募集。
- ○構成は最大6名が理事会の会長、副会長によって任命。加えて同窓会会長の理事、学生代表の理事、理事会の会長、州知事で構成。
- ○アカデミックアドバイザリーが特別委員会のスクリーニングを補助。
- ○選考の過程で学生委員会、職員委員会、同窓生委員会などが立ち上げられ、助言。

任命

Chancellorの推薦

任命

プレジデント
President

Vice President

各キャンパスの意思決定に関する権限を委任。

＜各キャンパス＞

学長
Chancellor

任命

- Executive Vice Chancellor & Provost
- Vice Chancellor
- Vice Provost

■Chancellor選考委員会
- ○プレジデント、理事会会長、5人の理事会メンバー、5人の教員（アカデミックカウンシルの委員長、その大学以外のカリフォルニア大学の教員、当該大学の教員3名）、学部生、院生、同窓生、基金代表、職員代表、で構成。

アカデミックアドバイザリーを設置。10大学の代表等で構成。選考委員会のスクリーニングを補助。

参画

教員評議会
Academic Senate/Council
※Councilは Senate の執行体

参画

教員評議会
Academic Senate, Campus Division/Divisional Council
※Academic Senate の執行体

※執行部に対するコンサルテーション機能も持つ。

※文部科学省「我が国大学の研究経営システム確立に向けた国内外動向に関する基礎的調査」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1372196.htm）及びUC BerkeleyのHPに基づき内閣府作成。

諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス（イギリス）

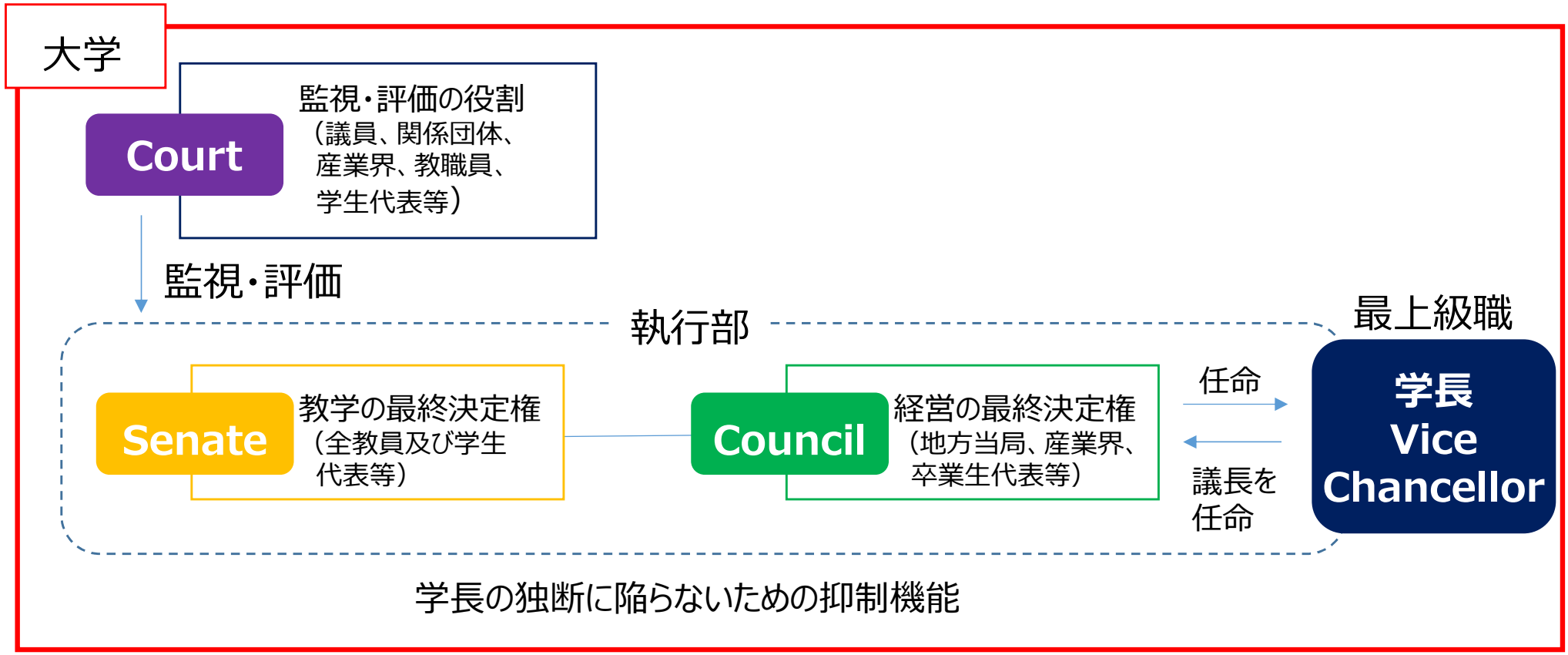

◆学長の任命　：一般に、CouncilとSenateの委員から構成される選考委員会が、外部リサーチ機関や独自のデータベースを活用して選考し、Councilが任命。

◆学部長・学科長の任命　：基本的に学長が学部長を独断で任命することはなく、学長・副学長・全職員がコンセンサスの上で、Senateの承認に基づき決定。

◆教員の任用　：学内外に公募し、その後面接。学部あるいは学科内で教員人事は完結。選考後、Senateの承認や、Senateへの報告の義務付け等を経た上で、Councilが任命。

※上記は、1992年以前からのイギリスの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）をもとに、文部科学省にて作成

※文部科学省「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変動を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ（令和2年12月25日）参考資料集から抜粋。

オックスフォード大学のガバナンス体制

Proctors & Assesor
・大学運営の監察（特に学生視点から。）

参画

5人の大学外のメンバーの承認

選考方法はcouncilが決定

監察

Congregation

○統治機構。大学における議会のようなもの。
○教員、カレッジの役員、シニアの研究、図書、事務職なども含み、5000人以上で構成。
○大学の基本規則の改正、カウンシルやコングリゲーションから提案された重要な政策の検討、カウンシルメンバーや大学役員の選考、vice-chancellorの任命承認。

Convocation
・すべての学生OBやcongregationメンバー（辞めた人含む）で構成。

選考

名誉学長
Chancellor
・終身の名誉職。重要な式典等に出席。

参画（カレッジ運営委員会で選ばれた者、数学・物理・ライフサイエンス・医学の教員4人、人文社会の教員3人、その他3人）

承認

Council

○大学の施策決定機関。
○26人で構成。議長は学長、カレッジ運営委員会の委員長、2人のプロクター、アセッサー、4人の学部（division）の長、5人は大学外（congregationの承認）の者、Congregationから12人。
○アカデミックポリシー、大学戦略、財産運営に責任を持つ。
○5つの重要な委員会：学務委員会、総務委員会、人事委員会、財務委員会、研究委員会がある。

- 学務委員会
- 人事委員会
- 財務委員会
- 研究委員会
- 総務委員会

任命

■vice-chancellor選考委員会
chancellor、4名のcongregationメンバー（councilのメンバーでない者）、3名のcouncilメンバー、4つの学部（division）の委員会で選ばれた者、カレッジ運営委員会の委員長、同委員会で選ばれた者（除くcouncilメンバー）で構成し、候補者を選考。

学長
Vice Chancellor
・任期7年。実質的な責任者
・6人の役付きのPro-vice chancellorの他に役なしを最大10人任命可能。

- 副学長（教育）Pro- Vice Chancellor(Education)
- 副学長（人事・公平）Pro- Vice Chancellor(Personnel and Equality)
- 副学長（企画・財務）Pro- Vice Chancellor(Planning and Resources)
- 副学長（研究）Pro- Vice Chancellor(Research)
- 副学長（ASUC）Pro- Vice Chancellor(ASUC)
- 副学長（寄附等）Pro- Vice Chancellor(Development and External Affairs)
  - Director Alumni Relations
  - Director Public Affairs
  - Director Development
  - Executive Director North American Office

※文部科学省「我が国大学の研究経営システム確立に向けた国内外動向に関する基礎的調査」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1372196.htm）及びOxford大学のHPに基づき内閣府作成。

ユニバーシティカレッジロンドンのガバナンス体制

Council

〇大学の統治機構。Academic Boardの助言を元に大学の管理運営を監督し、大学の長期計画を承認する。
〇大学の学務、組織、財務、施設、人材運営に関する権限をPresident and Provostに委任。
〇20人で構成され、うち11人は大学外の者、7人はPresident and Provostと大学教職員（3人の教授、3名の非専門職スタッフ）、2名の学生(Students' Unionの代表)から構成される。
〇通常、年に6回会議が開催される。議長はCouncilにより任命され、honorary degrees and fellowship committee, nomination committee とremuneration and strategy committeeの議長からの充て職となっている（任期は5年以内）。現在の議長は大学の卒業生でもあるVictor Chu。

任命

メンバーとして連携

任命

助言

Academic Board

〇大学関連事項、大学の教育方針に関わる事項について、Councilに助言を行う。
〇議長はPresident and Provost。専門教員、非専門教員、各学部長、教授職ではない学科長、図書館長、学生部長、学生仲介人、Students' Unionの代表、Vice Provost、前任のVice Provosts、副学部長、研究センター長、各学部から選ばれた大学スタッフなども含み、1,800人以上で構成。

President and Provost

・大学における実質的な責任者。
・President and ProvostはAcademic Boardとの相談を元にCouncilから任命され、Councilと緊密に連携を取りながら、大学の運営を行う。
・現在のPresident and ProvostはMichael Spence AC。

助言

Deans of Faculties

・Councilにより任命される。
・大学戦略、人事、学部内のリソース配分、学部レベルでのカリキュラム、学部生の入学や学生の学務関連事項に関する学部間の連絡、入試、教育・情報サポートにおける学部間の調整などについて、President and ProvostとVice Provostsに助言を行う。

Leadership team

- Vice Provost (Education and Student Experience)
- Vice Provost (Faculties)
- Vice Provost (Health)
- Vice Provost (Research, Innovation & Global Engagement)
- Vice President (Advancement)
- Vice President (External Engagement)
- Vice President (Operations)
- Vice President (Strategy)

Directors of Professional Services

- Provost's Office (Finance and Business Affairs, Legal Services, University Secretary)
- External Engagement (Communications and Marketing)
- Research, Innovation and Global Engagement (Culture, Innovation & Enterprise, Library Services)
- Advancement (Development)
- Operations (Commercial, Estates, Human Resources, Information Services, Professional Services Hub, Research Services, Student & Registry Services)
- Strategy (Planning)

Formal Committees

CouncilやAcademic Boardに助言を行う。メンバーはAcademic Boardや外部から選出。

- Governance Committee of Academic Board
- Academic Committee
- Academic Promotions Committee
- Audit Committee
- Education Committee
- Estates Management Committee
- Finance Committee
- Health and Safety Committee
- Honorary Degrees and Fellowships Committee
- Human Resources Policy Committee
- Information Services Governance Committee
- Innovation and Enterprise Committee
- Investments Committee
- Library Committee
- Nominations Committee
- Remuneration and Human Resources Strategy Committee
- Research Degrees Committee
- Research Governance Committee
- Student Experience Committee
- Student Recruitment, Admissions and Funding Committee

※https://www.ucl.ac.uk/governance-compliance/, https://www.ucl.ac.uk/about/who/leadership-team及び関連ウェブサイトの情報を元に内閣府作成。

認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】
①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務
※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、第３サイクル目

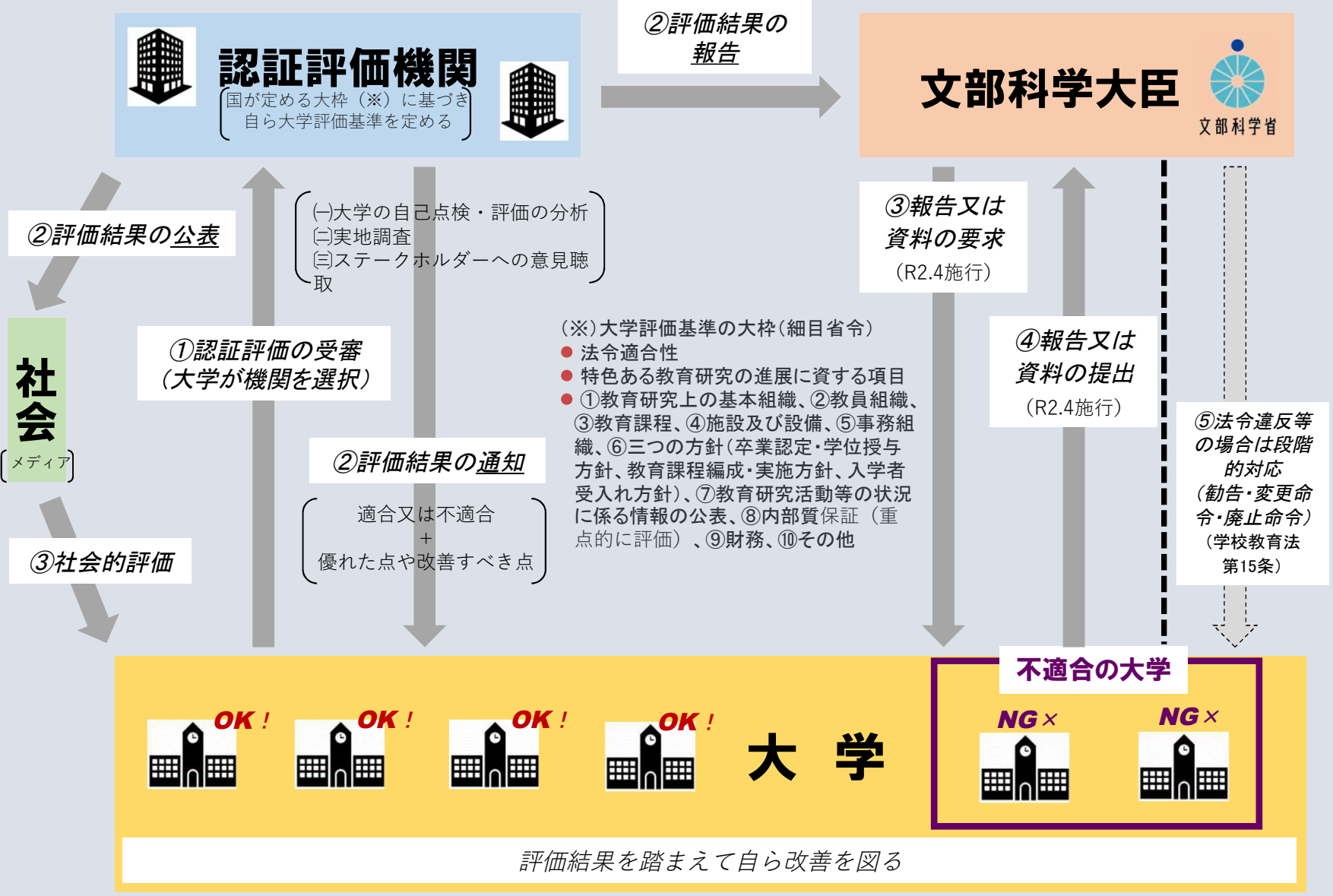

評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価（７年以内ごと）
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価（５年以内ごと）

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

国立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係

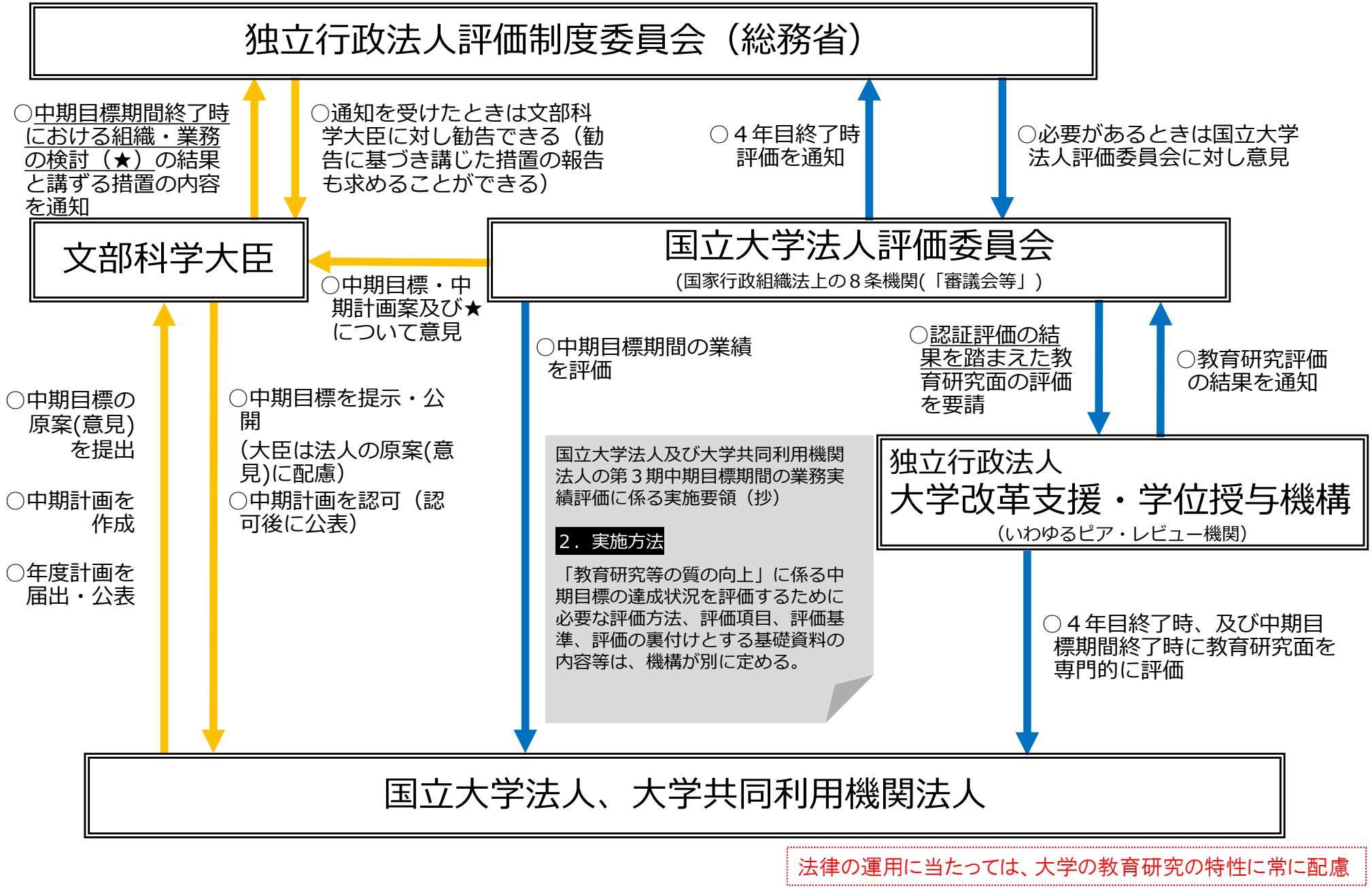

法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮

※令和４年度以降は年度計画及び年度評価を廃止

公立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係

設立団体

○中期目標・中期計画案について意見

○業務継続の必要性等について**意見**

設立団体に置かれた
地方独立行政法人評価委員会

○教育研究評価結果を踏まえる

認証評価機関
（いわゆるピア・レビュー機関）

○中期目標を提示・公表

・中期目標の期間は6年間
・設立団体は法人の意見に配慮
・中期目標の記載事項：
①大学の基本的な目標
②教育研究の質の向上
③業務運営の改善・効率化
④財務内容の改善
⑤自己評価・情報発信
⑥その他の重要事項

○中期目標の意見を提出

○中期計画を作成

○年度計画を届出・公表

○中期計画を認可（認可後に公表）

○**経営**面も含め中期期間の業績を**総合**評価（年度評価も）

○法人に総合評価結果を通知・公表

○必要があれば業務運営の改善等の勧告を行う

評価の結果の**活用**

①各大学自身の改善の指針
②次期中期目標・計画への反映
③運営費交付金の算定への反映

○**教育研究面**を専門的に評価

公立大学法人

設立団体は法律の運用に当たって、大学の教育研究の特性に常に配慮

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

①世界トップの研究水準　②融合領域への挑戦　③国際的な研究環境　④研究組織の改革

上記**ミッションの達成**に向けて**「国際頭脳循環のハブ」を目指す拠点を支援**（7(14)億円×10年間の集中的な支援）
WPIは拠点活動の支援であり、**研究については別途、外部資金等で研究費を獲得する必要**※がある。

※「**高い研究水準(優れた研究者のCritical Mass)**」と「**優れた国際スタンダードの研究環境**」を実現するための支援

支援対象は、**「基礎研究分野で異分野融合により将来の重要な学問分野の創造が期待される領域」**としており、**公募段階で研究領域は定めていない**。

また、世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点の形成に向けて、公募要領で以下の点を明記している。

- ○ **世界トップレベルの主任研究者が７～10人以上**
- ○ 拠点の研究者のうち**３割が外国人**であること、**ポスドクの国際公募**、拠点の**公用語は英語**
- ○ 能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システムなどの**研究システム改革の実施**

WPI拠点一覧　※令和３年10月１日現在

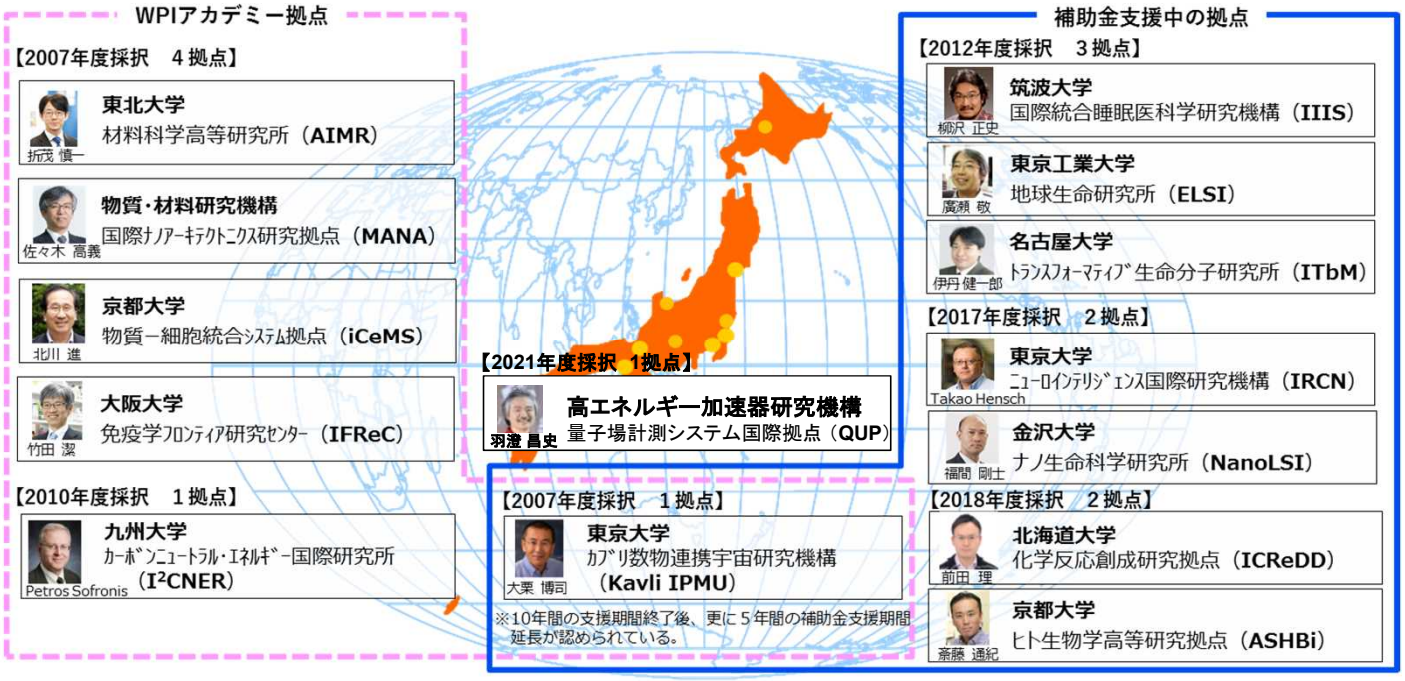

WPI拠点の実績

○Top10%論文の割合
WPI平均：**約20%**
（日本平均：約8.5%）

○国際共著論文割合
WPI平均：**約50%**
（日本平均：約30%）

○外国人研究者の割合
WPI平均：**約40%**
（日本平均：約8%）

【実績①】WPIと国内外の大学等のQ値(Top10%補正論文数割合)

WPIにより形成された拠点は、論文数は大学と比して少ないが、Q値はトップクラスの研究大学に比肩

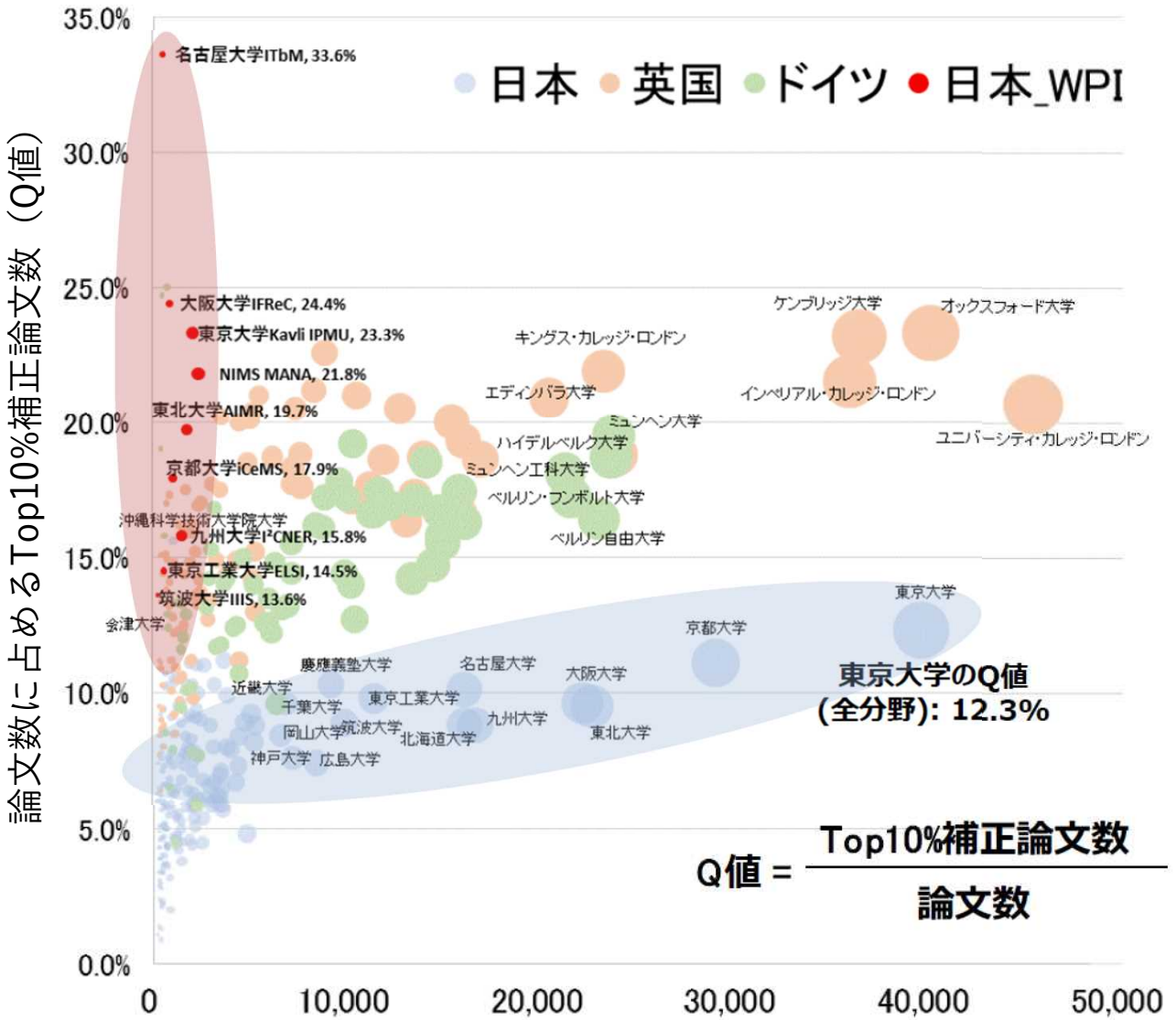

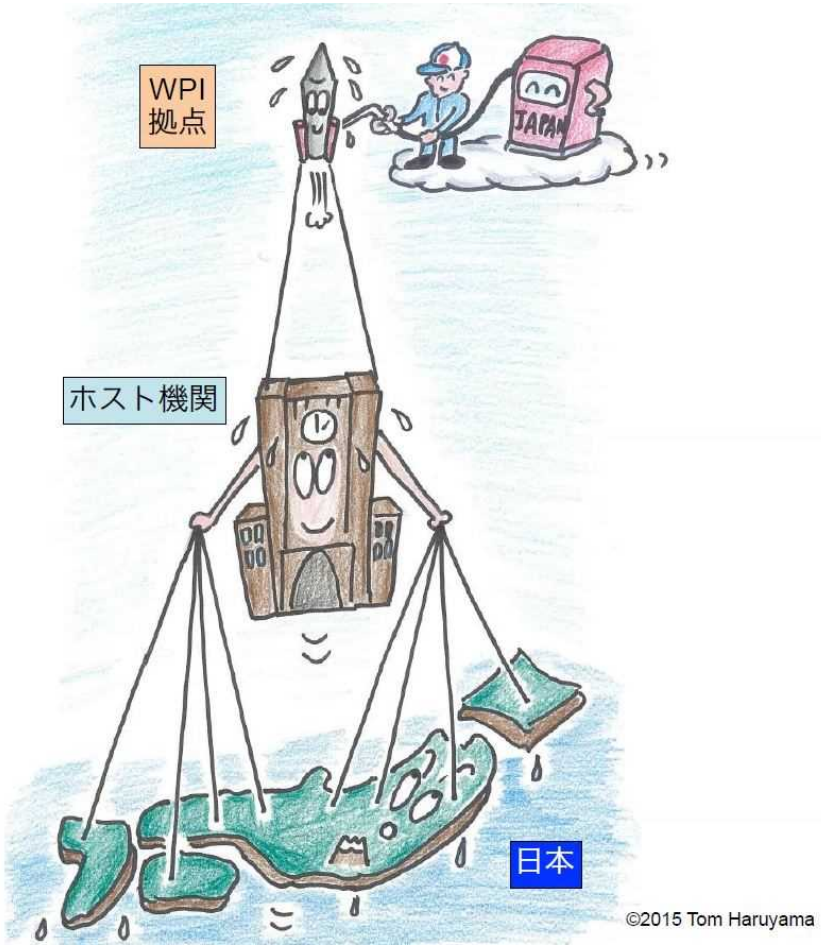

※科学技術・学術政策研究所(NISTEP)作成資料を加工

注1: Article, Reviewを分析対象とし、整数カウント法を用いた。
注2: 論文数に占める注目度の高い論文数の割合(Q値)は、著者数100人以下の論文で分析した。
(データの出典)クラリベイト・アナリティクス社　Web of Science XML (SCIE, 2018年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

【実績②】WPI採択拠点における輩出論文の経年変化

WPI採択拠点は、世界トップレベルの研究機関と比肩する論文成果を着実に輩出

【図1】2007年度採択5拠点の相対リサーチ・インパクトの経年変化

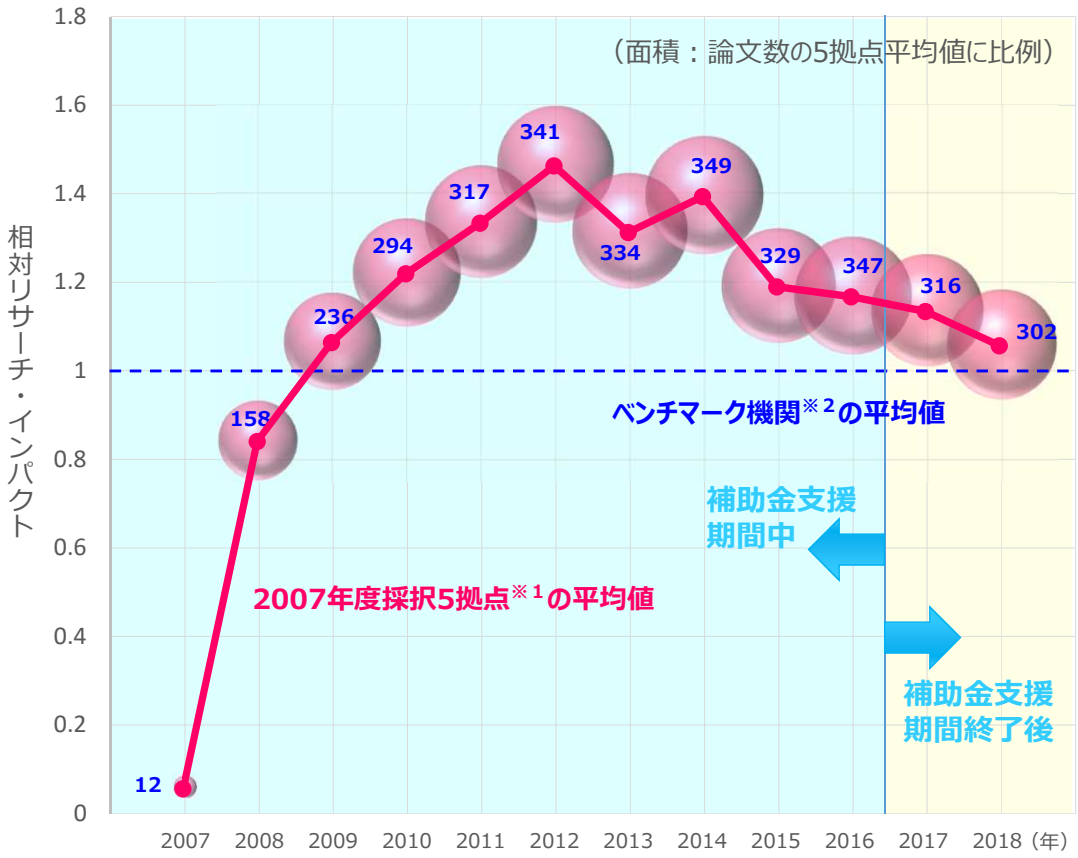

【図2】Kavli IPMUとそのベンチマーク機関の経年比較

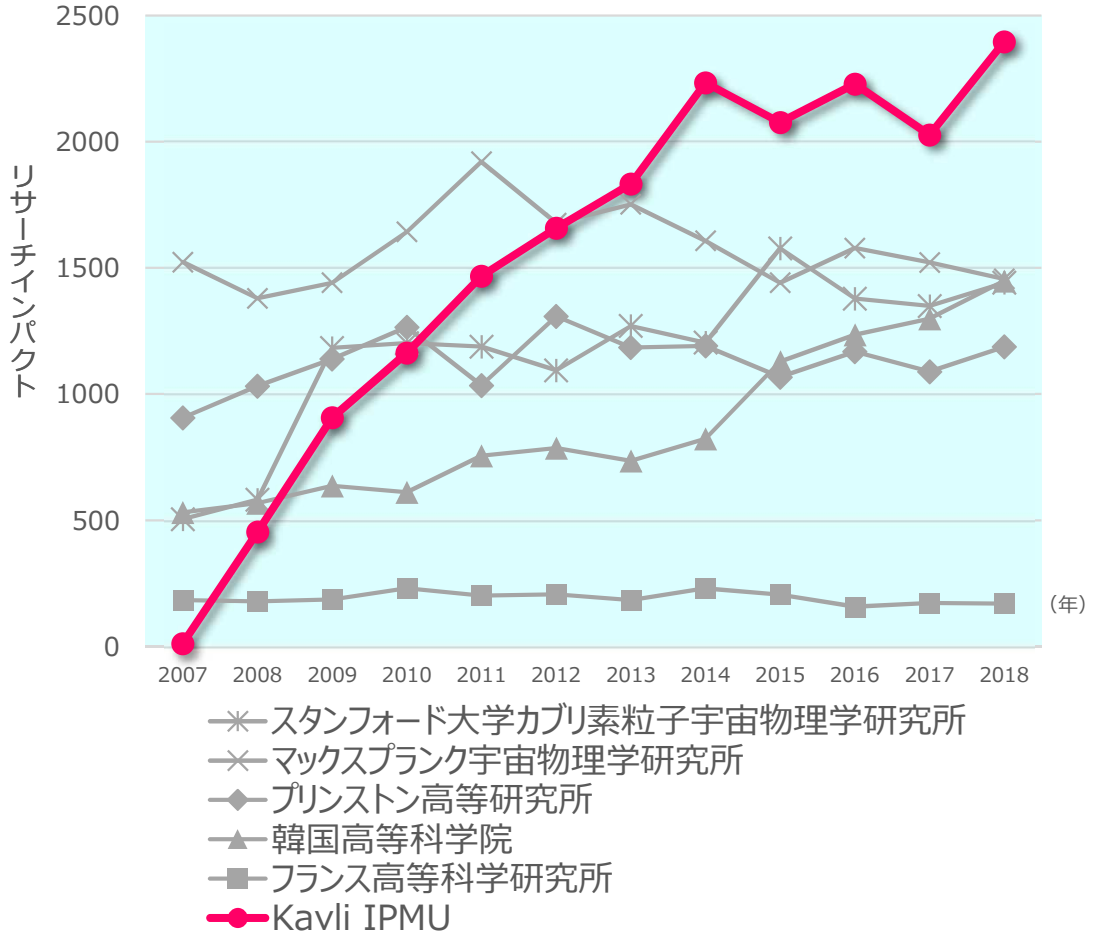

- 図1、図2とも、クラリベイト・アナリティクス社提供のデータ（2019年5月取得）を基に文部科学省・日本学術振興会にて作成。
- リサーチ・インパクト:当該年に輩出された論文すべてについて、その論文が掲載された雑誌のインパクト・ファクターを足し合わせた数値。
  （国際的なvisibilityないし競争力の代理変数として使用。）
- 相対リサーチ・インパクト：ベンチマーク拠点のリサーチ・インパクトの平均値に対して、WPI拠点のリサーチ・インパクトの平均値がその何倍にあたるかを示した数値。
- 図1-1において、グラフの縦軸は相対リサーチ・インパクト、円の半径及び青数字はWPI拠点から当該年に輩出された論文数の平均を示す。

【実績③】WPIにおける大型の寄付金・投資等の獲得状況

WPI拠点の卓越した研究力は、社会からも高く評価されており、基礎研究を主としているにも関わらず、民間財団・企業等から大型の寄付金・投資を得るまでになっている。

＜WPI拠点が大型の寄付金・投資を得た例＞

■ **大阪大学　IFReC：中外製薬との大規模な共同研究契約**

10年間で100億円の研究資金提供を受ける包括連携契約を中外製薬と締結。また、大塚製薬とも10年間の研究資金提供を受ける包括連携契約を締結。

※大学と産業界が連携して**基礎研究段階から長期間、大型の包括的連携を行うという点が画期的**。さらに大阪大学はIFReCと中外製薬とで締結した契約をモデルに、ダイキン工業から**10年間で56億円**の資金提供を受ける包括連携契約を締結（平成29年7月）しており、**IFReCで生まれた新たな産学連携の形式が学内で水平展開されている**。このほかIFReCは、日本財団が10年間で230億円を助成し、大阪大学と共同で実施する「日本財団・大阪大学感染症対策プロジェクト」（令和3年9月）にも参画。

■ **東京大学　Kavli IPMU：米・カブリ財団による基金の設置・助成**

米国カブリ財団からの寄付により基金を設立し、基金からの運用益によりKavli IPMUの研究を助成。

（参考）カブリ財団は、ハーバード、MIT、ケンブリッジ等、世界の有力大学の研究機関を支援している有名な米国民間財団。カブリ財団から寄附を受け、**「カブリ」の名を冠することは、特に欧米において、非常に高いステイタス**となる。また、本基金は750万ドルで設立後、段階的に増資が行われており、Kavli IPMUには、2020年時点で**総額2,000万ドル（約23億円）にのぼる資金がもたらされている**。

■ **東京工業大学　ELSI：米・ジョン・テンプルトン財団からの研究資金の獲得**

米国の民間財団であるジョン・テンプルトン財団より、550万ドル（約7億円※）の研究資金を獲得。

※全国立大学が海外の非営利団体から１年間に受け取った全ての研究資金に相当（平成25年度実績：総務省統計）

（参考）米国ジョン・テンプルトン財団から、**資金提供を決定した理由として、野心的かつ世界最高水準の融合研究**（地球惑星科学者と生命科学者の連携による「生命の起源」の探求）が行われていることだけでなく、国がWPIを通じて強力に支援を行っていることが挙げられている。

■ **九州大学 I2CNER：　三井化学からの共同研究費の獲得**

三井化学からの資金提供により新たなセンター「MCI-CNRC」を設置。

（参考）I^2CNERが培ってきたグリーン水素、CO_2の回収、貯留、変換などカーボンニュートラル・カーボンネガティブを目指す世界最先端の知見と、三井化学が取り組んできた低環境負荷技術の社会実装を目指した開発・工業化に関する知見をベースに共同研究を実施。

【取組①】優秀な研究人材の確保（国際的な研究環境の実現）

WPI拠点においては、国際的かつ競争的な環境の下で研究者が自律的に研究するための体制を整備

➢ 国際化のための先駆的取組

国際公募の徹底

- ✓ **Science誌**や**Nature誌**のHPへの公募掲載【AIMR, IFReC, IRCN】
- ✓ 海外の研究者が汎用する**webサイト**を使った公募システム【Kavli IPMU, ELSI】等

英語の公用語化

- ✓ 事務担当職員として**バイリンガル職員**の配置【全拠点】
- ✓ ホスト機関本部等からの**通知や連絡事項を英訳**【全拠点】 等

外国人研究者雇用促進のための処遇の工夫

- ✓ 国際的な研究者獲得競争に勝てるだけの**十分な待遇(給与・ポジション)の措置**ができる体制整備【Kavli IPMU】
- ✓「Advanced Postdoc」として、**従来の1.3倍までの給与**を提示【IFReC】 等

海外機関とのネットワーク形成・強化

- ✓ 毎年1～3か月、**海外の機関への武者修行を義務化**【Kavli IPMU】
- ✓ 第一線で活躍する**優秀な若手研究者を招へい**し、Summer/Winter Schoolやリトリートを定期的に開催【iCeMS, IFReC, MANA, ELSI, IRCN, NanoLSI】 等

外国人研究者及び家族への支援

- ✓ **日常生活の支援**（行政手続、不動産や光熱水費等の手続、家族の学校に係る支援等、要望に応じて可能な限り対応）【全拠点】
- ✓ **配偶者の就職**支援（夫婦ともに拠点で雇用など）【Kavli IPMU, IIIS】
- ✓ 高度外国人材ポイント制対象事業への登録
- ✓ **子女教育費**の支給（インターナショナルスクールに通う場合、教育費の一部を支給）【Kavli IPMU】
- ✓ 研究者の家族も参加できる**日本語教室**の開催【AIMR, ELSI】 等

➢ 国際化に係るノウハウ横展開のための取組

WPI Forum

- ✓ 大学等研究機関の事務担当者向けに**外国人研究者受け入れノウハウをまとめたポータルサイト**を設立

研究大学コンソーシアムとの連携

- ✓ 研究大学強化促進事業採択校を中心とした全国33大学から構成されるコンソーシアムが主催したシンポジウムにおいて、WPI拠点から**国際化や外国人研究者受け入れ環境等に関する先導的な取組の成果を発信**

Good

東京大学Kavli IPMUでは、優秀な研究者獲得のため、いわゆる「２体問題」の解決を目指している。
外国人の優れた研究者にオファーする際、**配偶者も同じ大学で雇用する**、又は**配偶者の就職先の紹介**等の取組を実施。結果、世界の著名大学からのオファーに勝って、Kavli IPMUで採用することができた。

Good

金沢大学NanoLSIでは、地理的・立地的に都市部より不利な外国人研究者の雇用を解決するため、**日常生活の支援や観光案内を拠点ＨＰに掲載**。
家庭を持つ優秀な研究者については、子女を**インターナショナルスクールへあっせん、配偶者の雇用を学内で確保する等**、ユニークかつ手厚い取組を実施。

【取組②】優秀な研究人材の確保
（若手研究者の育成と厳格な評価の実施、優秀な博士課程学生の獲得）

優秀な若手研究者の育成

○Jr.PI 制度　　金沢大学NanoLSI

国際公募による優秀な若手のテニュアトラック制度。
雇用時点でテニュアとなる財源を運営費交付金で準備。
創発的研究支援事業の採択者も輩出。

＜研究環境＞

- スタートアップ経費　採用以降5年間で計1000万円
- アシスタントの雇用　特任助教１名（5年間）
- 研究スペース　共通実験フロアの一画に優先的に配置
- 各年度評価の研究成果に応じた特別拠点手当の支給

プログラム委員会等関係者や拠点の研究者からも
「国内でこれほど条件の良い研究環境はない」との評価。

○スーパーポスドク制度　　大阪大学IFReC

博士学位8年未満の若手研究者を3年間で雇用
年間300万の研究費を支給。

教育プログラムと連動した博士課程学生の育成

○GTR(トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム)
名古屋大学　ITbM

ITbMのMiX Lab(※)における研究ができる博士課程学位プログラムを展開。同時に2つの研究室に所属する等の取組による異分野融合の研究を推進。

※分野や研究室の壁が取り除かれたオープンスペースで実験・議論できる環境「Mix Lab」を導入し、異分野融合を促進

○数物フロンティア国際卓越大学院、変革を駆動する先端物理・数学プログラム　東京大学 Kavli IPMU、東京大学IRCN

卓越大学院の担当教員がIPMUに所属し、学生もその教員のもと、IPMUで研究を推進。 IRCNでは変革を駆動する先端物理・数学プログラムと共催で研究のトレーニングコースを開催。

博士課程学生による革新的な成果

○新分子発見によるSDGs貢献への道筋　　名古屋大学ITbM

主要穀物の根に寄生し養分を吸い取る有害植物のストライガの寄生過程を可視化できる光る分子を当時博士課程の学生が発見。
論文が**Science誌に掲載され、国内外のメディアでも報道**された。
さらには政府の「TICAD7に向けた提言」（2019.3）においても、SDGsを念頭に置いた**日アフリカ科学技術協力の強力な架け橋**（「Science Diplomat」）として本研究成果が位置付けられた。

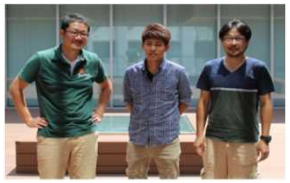

化学者　化学者　植物学者
（当時 大学院生）
通常接点が少ない化学者と植物学者が分野の壁を越えて緊密に連携

Science 誌への掲載＋国内外メディア報道

TICAD7の公式サイドイベント「STI for SDGsについての日本アフリカ大臣対話」でも優良事例として拠点長が講演。

【取組③】WPIにおけるフォローアップ体制

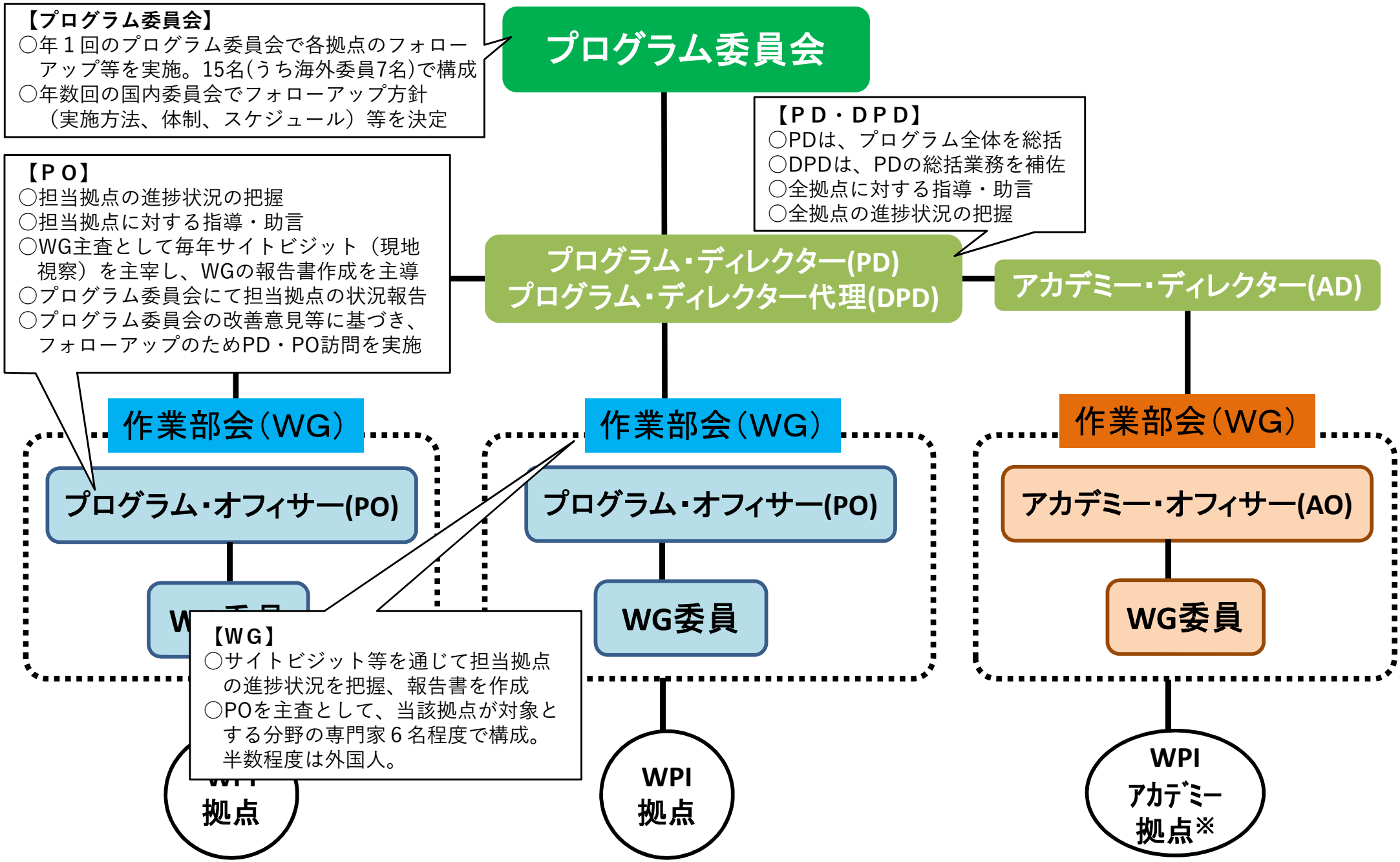

※補助金支援期間終了後、一定の審査を経てアカデミー拠点となる。

（参考）世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）から得られる知見

R3.11.25文部科学省「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」（第4回）資料2-2より抜粋

（１）特定研究大学（仮称）の指定・支援

- **WPIの各拠点は卓越した研究成果を輩出しているものの、大学全体への波及効果が限定的**

⇒　大学内の一部の拠点に留まらず、大学全体として、**世界トップクラスの研究者が結集できるだけの規模 (Critical Mass)**とそれを支える**事務局・研究支援体制**（学内外からの優秀な人材の確保やグローバル化する覚悟）が必要ではないか。また、国際頭脳循環のハブとして、英語を公用語とする**国際的な研究環境を実現**し、世界中から意欲ある優秀な人材を引き付ける魅力的な場を形成することで、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備することが重要ではないか。

- **持続的な成長を可能とする取組も見られるが、WPIの支援期間終了後の発展可能性が不透明**

⇒　大学として、**知の適切な価値付け**や**多様なステークホルダーとの対話**を通じて、国内外からの安定的な寄附の獲得や、企業等との長期的な包括連携契約の締結などを促進し、外部資金の獲得拡大を図る必要。また、利益相反やリスク管理も含めた**マネジメントの高度化**に加え、**大学独自基金を充実**することにより、**財政基盤の強化**と**運営の自律化**を図ることが重要ではないか。

- **WPIの各拠点は様々な取組により、若手研究者の活躍を促進**

⇒　Critical Massの世界トップクラスの研究者により育成され、新領域開拓に挑戦する若手研究者には、グローバルな経験や流動性の確保が不可欠である。そのため、**国際公募を原則**とし、国内外のレビューアーの参画等による**厳格な評価に基づくテニュアトラック制度を徹底**すべきではないか。その際、安定的で自由度が高いスタートアップ経費の措置や共用設備の提供等を通じて、若手研究者が研究に専念し、切磋琢磨できる環境を整備すべきではないか。

※大学ファンドでWPIを支援するということではなく、特定研究大学制度（仮称）の構築に向け、WPIで培った知見を活用できる部分があるのではないか、という趣旨で議論を行ったもの。

（参考）世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）から得られる知見

R3.11.25文部科学省「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」（第4回）資料2-2より抜粋

- **WPIの各拠点は博士課程学生の位置付けを明確化**

⇒　博士課程学生を研究グループの主要メンバーと位置付け、欧米水準のRA制度等の処遇を充実し、独創性・自主性を涵養することが重要ではないか。魅力的な教育研究環境を実現し、英語を公用語として言語の壁をなくすことにより、**世界トップクラスの多様な学生**を呼び込むべきではないか。博士課程を世界標準にすることにより、Critical Massの研究者を再生産する教育研究システムを構築し、世界トップクラスのサイエンスの持続的成長につなげることが必要ではないか。

（２）特定研究大学（仮称）のモニタリング・評価

- **「世界と伍する研究大学」に求められるフォローアップ体制**

⇒WPIにおけるフォローアップは、プログラム委員会の下、各拠点ごとに作業部会を設置し、毎年、現地視察が実施されるが、「世界と伍する研究大学」においては、高度な自律性を求める観点から、プロボストの下、**自律的な体制整備**を求めることとし、国の「アドバイザリーボード（仮称）」はコミットメントの達成状況（結果）を客観的指標に基づいて行うことを主眼としてはどうか。

※大学ファンドでWPIを支援するということではなく、特定研究大学制度（仮称）の構築に向け、WPIで培った知見を活用できる部分があるのではないか、という趣旨で議論を行ったもの。